

宗教行為に関する通達

昭和 38 年 7 月 31 日
陸幕発 1 第 318 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 25)

宗教行為に関する通達

標記の件、宗教行為に関する指導及び取扱いに関しては、隊員個人の信教の自由を尊重すること、特定宗教に公の支援を与えて政教分離の方針に反する結果とならないこと及び政治的運動に利用されないようにすること等に十分留意し下記について周知徹底を図られたい。

なお、昭和 33 年 6 月 10 日陸幕発 1 第 185 号「宗教活動の制限に関する通達」は廃止する。

記

- 1 宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に部隊として参加し、又は隊員に参加を強制することはできない。
また、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事の行われる場所において音楽隊が広報活動を行うことは、差し支えないが、この場合当該行為、祝典、儀式又は行事に参加しているような印象を一般に与えないように注意しなければならない。地方公共団体その他の公共の機関が主催する慰霊祭又は追悼式であって宗教的色彩がないものは、部隊として参加することは差し支えない。
- 2 神祠、仏堂その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝を行うことはできない。
忠魂碑又は忠霊塔は、宗教上の礼拝所とは解されないため、部隊参拝を行なうことは差し支えない。
- 3 特定の宗教のための宗教教育を行い、又は階級及び職務上の地位を利用して特定の宗教を奨励し、若しくは布教活動を行うことはできない。

- 隊員相互間においても相手の信仰の自由を拘束し、又は迷惑をかけるような布教活動は適当でないのでそのようなことのないよう指導する必要がある。
- 4 特定宗教を信仰することのみを理由として身分の取扱いに特別の利益又は不利益を与えてはならない。
 - 5 駐屯地内に宗教上の施設を設けることはできない。
 - 6 隊員が宗教上の集会を催すため、陸上自衛隊服務細則（陸上自衛隊達第 24—5 号）第 28 条の規定に基づき使用している施設を利用することについては一般に許可されている使用基準を超えて特に便宜を与えてはならない。
 - 7 部外者が駐屯地内において布教活動を行うことを許可してはならない。
 - 8 消防に関する達（陸上自衛隊達第 83—5 号）第 11 条に基づき一般に使用を許されていない火気の使用を宗教上の行為のゆえをもって特に便宜を与えてはならない。
 - 9 陸上自衛隊服務規則（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 38 号）第 36 条第 2 項に基づき、営内におけるすべての者が、快適な生活を行うことを阻害する事項で一般に制限禁止されているもの（たとえば、高い音響を発する器物の吹鳴、打楽、放歌、高吟及び発声読誦等）を宗教上の行為のゆえをもって特にこれを許すことは適当でない。
 - 10 戦没者の慰霊祭を民間の団体において行うに際し、部隊等の長、駐屯地司令等がこれに公の資格において列席し、又はこれに香華、花環、香華料などを贈ることは差し支えない。

配布区分：「G」

各部課室長 各 1 部

第 1 部長 10 部